

依頼受けられぬケース

何でも司法教室

弁護士

福島 薫さん



Q 弁護士が事件の依頼を受けてはいけない場合があるのですか。

弁護士は、相手を困らせることだけを意図する訴訟など、目的や方法が明らかに不当な事件を受けることが禁じられています。また、依頼者や相手方との間に一定の関係がある事件でも受任を制約されます。

例えば、Aさんの依頼でBさんを相手とする事件を受けている間は、他の事件をBさんから依頼されたり、Aさんが相手となる事件をCさんから依頼されたりしても、原則として受けることができません。

また、過去に相手方から相談を受けた事件も、受任の制約があります。Dさんから離婚調停を頼まれたところ、過去に相手のEさんの離婚相談を受けていたというような場合です。

弁護士が少ない地域では、相手方の弁護士依頼を困難にする目的で、次々と法律事務所を巡って相談する悪用事例もあつたと聞きます。もっとも前述のEさんの事例で規制が及ぶのは、弁護士がEさんに具体的な助言や事件受任の承諾、信頼関係が形成される程度の協議をした場合などです。

他にも規制はありますが、いずれもその目的は、依頼者と弁護士の利害対立を防止し、依頼者の利益と弁護士の職務の公正・信頼を守ることにあります。そのため、相談を受けるときには、事件の相手や被害者が誰かを事前に確認し、不都合が生じないよう気を付けています。

(福島法律事務所)